

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主 行動計画

社員の働き方を見直し、もっと子育てに関われるよう支援するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5年 2月 1日～ 令和 8年 1月 31日までの 3 年間

2. 内容

目標 1：子どもの出生時における育児休業の取得を促進する。

<対策>

- 令和 5年 2月～ 制度内容等について社内ミーティングなどにより社員に周知
- 令和 5年 4月～ 全社員を対象とした研修の実施

目標 2：テレワークを導入し、週 2日程度のテレワークを促進する。

<対策>

- 令和 5年 2月～ 社内検討委員会を設置し、対象業務や対象者、ルール等について
検討
- 令和 5年 5月～ 試行実施し、課題を分析・対策実施
- 令和 5年 6月～ 本格導入